

第 31 回日本臨床細胞学会中国四国連合会支部長会議議事録

日 時：平成 28 年 7 月 30 日（土） 11 時 40 分～12 時 30 分

会 場：米子コンベンションセンター 3 階、第 2 会議室

司 会：広岡保明（鳥取大学医学部保健学科）

出席者：

【広島県】有廣光司、【山口県】河野裕夫、【岡山県】鹿股直樹、【島根県】関根浄治、秀島克巳、【高知県】弘井 誠、
【徳島県】古本博孝、【香川県】羽場礼次、【愛媛県】前田智治、【鳥取県】広岡保明、松下倫子、山村章次（以上 12 名）

☆支部長変更：鳥取県が紀川純三先生から広岡保明先生に交代された。

[1]報告事項

1. 平成 28 年度会員数について

総計 1,185 名で昨年度より 18 名減少した。各県支部より会員数に応じた分担金を 1 名につき 1,000 円納入して頂いた。

	名誉会員	功労会員	専門医	医師会員	細胞検査士	臨床検査技師	計	27 年度会員数
鳥取県	0	0	36	10	42	2	90	90
島根県	0	0	31	20	41	0	92	93
岡山県	2	0	35	6	143	4	190	191
広島県	0	0	59	31	185	11	286	295
山口県	2	1	22	9	119	0	153	164
徳島県	0	0	21	7	26	7	61	66
香川県	0	0	30	14	90	4	138	136
愛媛県	1	0	30	3	66	8	108	104
高知県	1	0	11	4	48	3	67	64

2. 会報（第 31 巻）について

日本臨床細胞学会鳥取県支部にて 1,400 部が作製され、うち 130 部は、関連連合会および支部等へ中国四国連合会事務局より送付されることが報告された。第 30 回支部長会議議事録および、前年度の特別講演・三上芳喜教授「子宮頸部腫瘍の最近の考え方 -新 WHO 分類を読み解く-」の論文を掲載した。名簿に関しては、今回より氏名、所属のみ掲載した。

3. 学術集会の開催について

1) 平成 28 年（2016 年）の第 31 回日本臨床細胞学会中国四国連合会学術集会の開催内容について

- ・教育講演 2 題、シンポジウム 2 部（演題数 11）、一般演題（演題数 21）を予定している。
- ・教育講演は、羽場礼次教授（香川大学医学部附属病院病理診断科/病理部）による「肺癌取扱規約における細胞診判定基準の改定」について、畠榮先生（川崎医科大学附属川崎病院病理部）による「細胞診の魅力 -細胞が織り成す不思議な形態-」を予定し、シンポジウムは、「診断・治療に役立つ細胞像の魅力（乳腺・子宮）」、「胆膵領域細胞診の進歩」を予定している。
- ・一般演題については各県細胞学会事務局に演題登録をお願いしたところ、多くの支部から演題登録のご協力をいただいた。

いた。

- ・開催補助金 80 万円が事務局より送金された。
 - ・CT クレジットは、CT (JSC) : 15 単位、CT (IAC) : 8 単位である。
- 2) 平成 29 年 (2017 年) の第 32 回学術集会は、岡山県臨床細胞学会 (鹿股直樹会長) が担当。7 月 22 日 (土) ~23 日 (日) に倉敷市 (川崎医科大学) で予定している。
 - 3) 平成 30 年 (2018 年) の第 33 回学術集会は、高知県臨床細胞学会 (弘井 誠会長) が担当予定。8 月第 1 週を予定している。
 - 4) 平成 31 年 (2019 年) の第 34 回学術集会は、山口県臨床細胞学会 (河野裕夫会長) が担当予定。

4. その他

1) 各県事務局リスト

各県の事務局の住所、メールアドレス、TEL、FAX、会長名の記載されたリストを配布・確認した。

鳥取県のみ日本臨床細胞学会鳥取県支部となっていたが、鳥取県臨床細胞学会に変更する予定と報告があった。

2) 公益社団法人日本臨床細胞学会・地域連絡委員会よりの報告

公益社団法人日本臨床細胞学会・地域連絡委員会委員長 (今回の学術集会の広岡会長が委員長) より、学会の重要案件については会員へメールで周知することとなったので、アドレスを登録していない会員は学会ホームページのマイページから**各自のアドレス (スマホでも可能) を登録するように**、各県で周知していただくように説明された。

[2] 協議事項

1. 名誉会員、功労会員の推薦について

各県地域連携組織長より名誉会員、功労会員の推薦があり、会則第 3 章第 7 条に則り、以下の方々の推薦が決議承認された。

名誉会員：藤原篤先生 (広島県)、大濱紘三先生 (広島県)、永井宣隆先生 (広島県)、半藤保先生 (香川県)、小林省二先生 (香川県)、岩成治先生 (島根県)、亀井敏昭先生 (山口県)、井藤久雄先生 (鳥取県)

功労会員：安松弘光殿 (広島県)、安達博信先生 (鳥取県)、工藤浩史先生 (鳥取県)、佐々木陽子殿 (鳥取県)、谷尾進司殿 (鳥取県)、細谷星一般 (鳥取県)、丸山みゑ二殿 (鳥取県)、阿部あきみ殿 (鳥取県)

2. 日本臨床細胞学会中国四国連合会会則の変更について (資料 1)

以下の内容について、実情にあわせた会則の修正、追加が承認された。変更内容の詳細は資料 1 を参照。

- (1) 「支部」を「地域連携組織」に修正。
- (2) 名誉会員、功労会員の中四国分担金を免除する。
- (3) 本会の会長は事務局のある地域連携組織長とし、副会長は当該年の総会・学術集会を主催する地域連携組織長とする。任期は 1 年であるが、再任を妨げない。
- (4) 名誉会員は、各県地域連携組織長経験者であれば、医師のみならず細胞検査士も被推薦人となる。
- (5) 名誉会員、功労会員の推薦は、各県地域連携組織長だけではなく、会長、副会長からも発議できる。

3. 日本臨床細胞学会中四連合会会員への連合会開催案内の郵送について

開催案内の送付だけでも 10 万円以上かかるため、今後は、案内状を各県事務局に送付し、各県で責任を持って各県会員に連合会の案内を周知することが承認された。また、現在ホームページがある広島、岡山、愛媛の各県事務局に依頼し、そのホームページに連合会の案内を掲載していただき、会員はそのホームページも参照するように各県会員に周知することが確認された。なお、今後ホームページを立ち上げた各県の事務局は、それを連合会事務局（島根大学医学部口腔外科内）に届け、連合会の案内を掲載することとなった。

4. 平成 27 年度決算について（資料 2）

第 31 回日本臨床細胞学会中国四国連合会総会・学術集会事務局の山村章次と、次期 32 回学術集会担当予定の岡山県臨床細胞学会長 鹿股直樹により、平成 27 年度中国四国連合会の収支に関する通帳および関係書類の監査が行われ、会計が適正に執行されていることが報告され承認された。

5. 日本臨床細胞学会中国四国連合会総会・学術集会の担当県地域連携組織への援助金について

昨年度、本年度と中国四国連合会学術集会の担当県の地域連携組織長より最終的には数十万円の赤字が出る事が報告された。そこで、援助金について審議した結果、援助金 80 万円を 120 万円に増額することが承認された。

資料 1（日本臨床細胞学会中国四国連合会会則改定対照表・改訂部分のみ抜粋）

改訂前	改訂後
<p>第 3 章：構成</p> <p>第 5 条 本会は日本臨床細胞学会中国四国連合会 9 県の支部会員によって構成される。</p> <p>第 7 条 本会に多大な貢献を為した医師は、各県支部長の発議により役員会の決議に基づいて名誉会員に推薦することができる。また、推薦された医師は、総会の決議を経て、本会の名誉会員となる。また、長年に亘って臨床細胞学の発展に寄与し、本会に多大な貢献を行った医師および細胞検査士は、各県支部長の発議により、役員会の決議にしたがって功労会員に推薦することができる。また、推薦された医師及び細胞検査士は、総会の決議を経て、功労会員となる。</p> <p>細則：名誉会員は、各県支部での支部長経験者を対象とする。また、功労会員は、本会に所属する医師や細胞検査士を対象とする。</p> <p>第 4 章：役員</p> <p>第 8 条 本会に下記の役員を置く。会長 1 名、副会長 1 名、各県支部長、幹事及び監事若干名以上の役員により役員会を構成する。</p> <p>第 9 条 会長は当該年に連合会総会・学術集会を主催する県支部の支部長をもって充て、副会長は次年度の連合会総会・学術集会を行う県支部の支部長を充てる。また、会長は必要に際し、若干名の幹事および会計監事を委嘱することができる。</p> <p>第 11 条 上記の規定の如く、役員の任期は 1 年とする。</p> <p>第 6 章：会計</p> <p>第 13 条 本会の経費は、各県支部分担金と本会学術集会参加費並びに寄付金をもって充てる。</p> <p>附則：本会会則は、昭和 61 年 6 月 27 日より実施し、平成元年 9 月 29 日、平成 7 年 7 月 8 日、および平成 18 年 7 月 29 日に改正された。</p>	<p>第 3 章：構成</p> <p>第 5 条 本会は日本臨床細胞学会中国四国連合会 9 県の地域連携組織会員によって構成される。</p> <p>第 7 条 本会に多大な貢献を為した医師および細胞検査士は、会長、副会長あるいは各県地域連携組織長の発議により役員会の決議に基づいて名誉会員に推薦することができる。また、推薦された医師および細胞検査士は、総会の決議を経て、本会の名誉会員となる。また、長年に亘って臨床細胞学の発展に寄与し、本会に多大な貢献を行った医師および細胞検査士は、会長、副会長あるいは各県地域連携組織長の発議により役員会の決議にしたがって功労会員に推薦することができる。また、推薦された医師及び細胞検査士は、総会の決議を経て、功労会員となる。</p> <p>細則：名誉会員は、各県地域連携組織での地域連携組織長経験者を対象とする。また、功労会員は、本会に所属する医師や細胞検査士を対象とする。</p> <p>第 4 章：役員</p> <p>第 8 条 本会に下記の役員を置く。 会長 1 名、副会長 1 名、各県地域連携組織長、幹事及び監事若干名以上の役員により役員会を構成する。</p> <p>第 9 条 会長は事務局が所在する地域連携組織長をもって充てる。当該年に連合会総会・学術集会を主催する地域連携組織長を副会長に充てる。また、会長は必要に際し、若干名の幹事および会計監事を委嘱することができる。</p> <p>第 11 条 上記の規定の如く、役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>第 6 章：会計</p> <p>第 13 条 本会の経費は、各県地域連携組織分担金と本会学術集会参加費並びに寄付金をもって充てる。 細則：名誉会員、功労会員の分担金は免除する。</p> <p>附則：本会会則は、昭和 61 年 6 月 27 日より実施し、平成元年 9 月 29 日、平成 7 年 7 月 8 日、平成 18 年 7 月 29 日および平成 28 年 7 月 30 日に改正された。</p>

資料 2 (平成 27 年度会計報告)

収入の部	(円)
前年度繰越金	3,429,639
会費	1,161,000
利息	631
合計	4,591,270

支出の部	(円)
第 30 回日本臨床細胞学会中国四国連合会学術集会援助金	800,000
事務局運営費	50,000
送料	16,523
振込手数料	648
合計	867,171

次年度繰越金 4,591,270 - 867,171 = 3,724,099 円